

別 紙

答申第93号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開決定した本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表2に掲げる部分については公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月24日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成6年1月から平成11年9月の間に、「教育委員会」に提出された、または、扱われた書類、書面、資料、テープ録音及びそれに類する記録のものもあればそれも含む、全部の開示及び同上の期間での「教育委員会会議」で扱われたもの及び会議録の全部の公開。
- (3) この請求に対して、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく多量にあるとして、同年12月8日付けで、決定期限を平成19年8月31日まで延長する通知を行った。
- (4) 実施機関は、教育委員会会議第1131回から第1197回までで扱われたもの及び会議録を特定し、平成19年7月5日付けで部分公開決定を行った。
公開しない部分及び公開しない理由：別表1のとおり
- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年7月9日に異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年8月8日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張は次のとおりである。
ア 条例第9条により、全部の公開を求める。申立人本人に関するものの全部公開を特に求める。
イ 申立人の権利、利益を保護するために公開を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。

- (1) 旧島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という。）第9条第2号該当性について
氏名、現住所等の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、その部分は非公開とした。
- (2) 旧条例第9条第6号該当性について

予算要求等の意思形成過程のものであり、公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認めるため、その部分は非公開とした。

(3) 旧条例第9条第7号該当性について

争訟等に関する情報であり、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため、その部分は非公開とした。

(4) 旧条例第9条第8号該当性について

人事異動等に関する情報であり、公開することにより当該合議制機関の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、その部分は非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件対象公文書は、島根県教育委員会が第1131回から第1197回までの教育委員会会議で審議した際の議題書、説明資料及び会議録である。

(3) 実施機関が非公開とした公文書について

次のとおり分類することができる。

種 別	非公開部分
① 教職員の分限について	分限処分について審議するための資料中、職員の職・氏名、分限の内容、理由等及び委員・事務局の発言内容。
② 叙位・叙勲について	叙位・叙勲候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や受章者の現住所、生年月日、最終経歴を除く経歴等。
市町村教育委員会教育長の承認について	市町村教育委員会の教育長の承認について審議するための資料中、候補者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等。
③ 各種委員会等への委員の委嘱について	各種委員会、協議会等の委員の委嘱・解嘱について審議するための資料中、委員の住所、電話番号、生年月日。
④ 条件附採用職員の正式採用について	条件附採用職員を正式採用することについて審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑤ 教員等採用候補者選考試験について	教員採用選考試験や校長等採用・昇任候補者選考試験について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。

⑥	公開質問、請願について	公開質問、請願の対応等について審議するための資料中、個人の印影、生年月日、今後の対応等資料及び委員・事務局の発言内容。
⑦	情報公開について	情報公開請求の対応等について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑧	表彰について	地方功労者等各種表彰候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や被表彰者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、印影等や表彰選考要領及び委員・事務局の発言内容。
⑨	教職員の人事異動について	教職員の人事異動について審議又は報告のための資料中、異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等や異動方針及び委員・事務局の発言内容。
⑩	教職員の人事案件について	教職員の懲戒処分等について審議するための資料中、氏名、学校名、年齢、事故発生日時、場所等及び委員・事務局の発言内容。
⑪	争訟について	損害賠償請求の対応等について審議するための資料等及び委員・事務局の発言内容。
⑫	予算について	予算の要求、決定状況について審議された委員・事務局の発言内容及び予算要求資料。
⑬	教職員定数、入学定員及び学科の設置について	県立学校、市町村立学校の教職員定数、県立学校の入学定員及び学科の設置について審議された委員・事務局の発言内容。
⑭	委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について	委員長の選任、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について審議された委員・事務局の発言内容。
	条例の一部改正について	県立武道館条例及び特殊勤務手当に関する条例の一部改正について審議された委員・事務局の発言内容。
	県施設の使用料改定について	青少年の家及び古墳の丘古曾志公園の使用料改定について審議された委員・事務局の発言内容。
⑮	教科用図書選定審議会について	教科用図書選定審議会の答申について審議された委員・事務局の発言内容及び答申等資料。
⑯	古代出雲文化展シンボルマークの決定について	古代出雲文化展シンボルマークの決定について審議された報告資料中、入賞作品受賞者の住所。
	21世紀を展望した島根県における生涯学習の振興方策について	島根県生涯学習審議会委員名簿中、委員の自宅住所。
	古代出雲文化展実行委員会総会資料について	総会資料中、シンボルマーク最優秀賞受賞者の住所。

(4) 旧条例第9条第2号該当性を判断するに当たっての考え方

旧条例第9条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている部分は非公開とすることを規定

したものである。

また、個人の人格と密接に関連するような情報や、公開すれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて、条例第7条第2号本文は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開と規定している。当該規定は、旧条例第9条第2号本文においては明記されていないが、個人のプライバシーの保護という同号の趣旨からして旧条例第9条第2号についても同様に解すべきと考えらる。

(5) 非公開情報該当性について

上記(3)で分類した種別ごとに判断する。

①教職員の分限について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした教職員の分限処分関係の議題書、会議録のうち、職名、氏名、年齢は個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、分限の理由、休職期間等については、対象となる教職員個人に関する健康状態や経過など通常他人に知られたい機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

しかし、人数や分限の内容の一部（「休職」、「休職の更新」）については、特定の個人が識別されるとは認められず、また特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、復職の判定に関する具体的な記載が確認された。これは、県が行う人事管理に係る事務事業情報であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれる、又は実施機関が行う事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

②叙位・叙勲について、市町村教育委員会教育長の承認について

旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした候補者や受章者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、

公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

③各種委員会等への委員の委嘱について

旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした委員の住所、電話番号、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

④条件附採用職員の正式採用について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

当審査会で見分したところ、議題書には条件附採用職員について、評価区分ごとに該当人数が表にまとめられている。また、会議録では評定、評価に関わる発言の記載が確認された。実施機関は、旧条例第9条第2号の個人識別情報として非公開としたが、この情報あるいは公表されている他の情報から、広く一般人が特定の個人を識別できるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

評定、評価に関わる部分は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であり、公開することにより評価者自身の評価に対する教職員からの批判を避けようとする心理が働くことが想定され、客観的で公正な評価を行うことが困難になるおそれ大きいと認められる。よって、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑤教員等採用候補者選考試験について

ア 旧条例第9条第7号該当性について

当審査会で見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、市町村立小中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験、公立学校教員採用候補者選考試験の実施についての情報で、県が行う試験に係る事務事業に関するものであると認められた。合格基準や採用に関しての課題について検討された情報については、公開することにより受験者が試験対策を行ったり、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、結果報告や本件処分時において既に公表されている試験の日程や方法の変更内容等については、事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

本号は、合議制機関等の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により公開しない旨を定めている場合及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

当審査会で見分したところ、会議録の中には、受験資格要件や試験内容について議論された記載があった。これらは、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のもので、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、

本号に該当する。

⑥公開質問、請願について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした質問状や請願書の個人の印影、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第6号該当性について

本号は、県等の事務事業に係る意思形成過程における情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした検討資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、今後の対応についての資料等検討段階のものであり不確定な情報が確認された。これらの情報を公開することにより委員等の自由な意見が妨げられたり、質問状や請願書提出者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

しかし、同号に該当するとした公文書の中には、意思形成過程において使用された資料ではあるが、本件処分時において既に公表されているものが含まれており、これらは本号に該当しない。

ウ 旧条例第9条第8号該当性について

請願制度や質問状に対する回答について、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものについては、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑦情報公開請求について

ア 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした請求内容や判断基準について当審査会で見分したところ、公文書公開請求の対象となった公文書について、非公開の箇所及びその判断根拠となる記載が確認された。これらは、公開に至る前の検討資料であり、公開することにより請求人等に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

しかし、同号に該当するとした公文書の中には、意思形成過程において使用された資料ではあるが、本件処分時において既に公表されているものが含まれており、これらは本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、今後の事務の手続きや請求書又は対象公文書の確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑧表彰について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした候補者や被表彰者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした表彰選考資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う表彰に係る事務事業に関する情報であると認められた。選考資料については公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、発言内容については事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれる、又は実施機関が行う事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑨教職員の人事異動について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした人事異動方針、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。人事異動に関しての課題について検討された情報については、公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公平な人事異動に支障が生じるなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑩教職員の人事案件について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした被処分者及び関係者の氏名、学校名、年齢、事故等発生日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした処分案、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は該当教職員について、処分等の基準や処分案作成にあたって考慮した事項など

県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。これらは処分等を公正に行うため、秘密を前提に審議されるのが通常であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑪争訟について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした学校名、関係者の氏名、事故発生の日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、事件の概要やその後の被害生徒の概要等については、通常他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした行政処分取消請求事件等の資料や委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、県が当事者となった訴訟の内容等県が行う争訟に係る事務事業に関する情報であると認められた。今後の対応や見通しについての発言部分は、公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、議題書の「今後の対応」や事務の進め方の確認等については、定型的なもので訴訟当事者としての地位を不当に害し、訴訟の適正な遂行に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑫予算について

ア 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした予算要求の説明資料について当審査会で見分したところ、要求の概要として事業名、要求額、事業の概要等が記載されていた。これらは、本件処分時において既に執行され決算も終了しており、公開しても県民に無用の混乱を与えたり、将来の予算要求に係る意思形成に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、当初予算や補正予算の要求内容の確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑬教職員定数、入学定員及び学科の設置について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、入学定員、教職員定数の変更や学科の設置について、事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑭委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について、条例の一部改正について、県施設の使用料改定について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらは改正される手当又は使用料に対する意見や事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑮教科用図書選定審議会について

ア 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした島根県教科用図書選定審議会の答申について当審査会で見分したところ、本件処分時において委員の任期は終了し、教科用図書選定の採択も終了しており、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした同審議会の答申に係る発言について当審査会で見分したところ、事実確認や今後の事務の予定の確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑯古代出雲文化展シンボルマークの決定について、21世紀を展望した島根県における生涯学習の振興方策について、古代出雲文化展実行委員会総会資料について

旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした個人の住所は、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第91号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成19年 8月 9日	実施機関から諮問書を受理
平成19年 9月 6日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年10月13日 (審査会第1回目)	審議
平成23年11月10日 (審査会第2回目)	審議
平成23年12月22日 (審査会第3回目)	審議
平成24年 1月26日 (審査会第4回目)	審議
平成24年 2月23日 (審査会第5回目)	審議
平成24年 4月12日 (審査会第6回目)	審議
平成24年 5月24日 (審査会第7回目)	審議
平成24年 6月14日 (審査会第8回目)	審議
平成24年 7月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	

別表1(公開しない部分とその理由)

非公開部分	非公開の理由
(第1131回)	
報告第16号 叙位・叙勲の決定について 説明資料の受章者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第17号 市町村教育委員会教育長の承認について 議事書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第21号 教職員の分限について 議事書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1132回)	
議決第6号 島根県社会教育委員の委嘱について 議事書の委嘱委員・解嘱委員の住所、説明資料中の委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第23号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容、議事書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1133回)	
報告第24号 死亡者の叙位・叙勲について 説明資料中受章者の現住所・生年月日・主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第25号 平成5年度（後期）スポーツ功労者表彰について 議事書の功労者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第7号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容、議事書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第26号 平成7年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について 議事録の事務局・教育委員の発言内容、報告資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第8号 知事の事務の補助執行について 議事録の事務局・教育委員の発言内容、議事書。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1134回)	
議決第9号 職員分限について 議事録の事務局の発言内容、議事書の分限の内容、理由、参考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第10号、議決第11号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容、議事書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第27号 職員分限について 議事録の事務局の発言内容、議事書の分限の内容、理由、参考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1135回)	
報告第28号 平成6年度地方教育行政功労者表彰（文部大臣）について 受章者の生年月日、住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第29号 死亡者の叙位叙勲について 説明資料中受章者の現住所・生年月日・主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第32号 島根県立青少年の家運営委員の委嘱について 委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。

		(旧条例第9条第2号に該当)
報告第33号 平成7年度鳥根県公立学校教員採用候補者選考試験志願状況について	議事録の事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第34号 情報科学高等学校損害賠償請求事件(松江地裁平成6年(ワ)第76号)の対応について	議事録の教育委員、事務局の発言内容、資料。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1136回)		
報告第36号 市町村教育委員会教育長の承認について	議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第15号 教職員の人事案件について	議事録の教育委員、事務局の発言内容、資料。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第16号 教職員の分限について	議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1137回)		
報告第40号 叙位・叙勲の決定について	説明資料中受章者の現住所・生年月日・主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第17号 教育庁職員の人事異動について	議事録の事務局の発言。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第18号 教職員の人事異動について	議事録の事務局の発言、資料。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第19号 教職員の懲戒処分について	議事録の事務局・教育委員の発言内容、事故発生日時、該当者の学校名、氏名、説明資料の該当者の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、現場の略	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第42号～第44号 教職員の分限について	議事録の事務局・教育委員の発言内容、議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1138回)		
報告第45号 死亡者の叙位・叙勲について	説明資料中受章者の現住所・生年月日・主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第20号 教職員の分限について	議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第46号 教職員の分限について	議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1140回)		
報告第52号～56号 市町村教育委員会教育長の承認について		

議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)・現についている政党その他の団体の役職名。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第57号 平成6年度島根県下各種功労者表彰(島根県知事表彰) 受賞者の決定について 議題書の受賞者の住所、説明資料の受賞者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第59号 体育功労者及び社会体育優良団体表彰(文部大臣)について 受賞者の生年月日、住所(個人分)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第26号～第28号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第61号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第62号 教育庁職員の人事異動について 説明資料の新任者の生年月日、最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第63号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第64号 平成6年秋の叙勲候補者の内示について 議題書の候補者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第65号 島根県スポーツ振興審議会委員について 説明資料の委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1141回)	
委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について 議事録の事務局及び教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第30号 教職員の人事案件について 議事録の事務局及び教育委員の発言内容。附議資料の題名、職員の学校名、氏名、年齢、事件の種類。事件を起こした場事件の内容。校長名。処分案作成に当たって考慮した事項。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第66号 平成7年度島根県公立学校工業科、水産科、看護科教員採用候補者 選考試験の実施について 議事録の事務局及び教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第67号 平成7年春の叙勲候補者について 議題書の候補者の現住所。説明資料の候補者の現住所、生年月日、最終学歴、主要経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第68号 平成6年度教育功労者表彰について 議題書の表彰者の住所。説明資料の候補者の現住所、生年月日、主要経歴(現在を除く)、選考資料。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1142回)	
報告第70号 平成6年度永年勤続表彰被表彰者の決定について 表彰者の生年月日、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第34号 平成7年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について	

異動方針案。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第69号 死亡者の叙位、叙勲について 説明資料中受賞者の現住所・生年月日・主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第35号 教職員の人事案件について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第75号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.4.3回)	
報告第76号 死亡者の叙位、叙勲について 受賞者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第77号 平成6年度教育者表彰(文部大臣)被表彰者の決定について 被表彰者の生年月日、現住所、主要役職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第81号 平成6年度(前期)島根県スポーツ功労者表彰について 表彰候補者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第82号 平成6年度地域文化功労者文部大臣表彰について 受賞者の生年月日、現住所、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第85号 平成6年度社会教育功労者文部大臣表彰について 受賞者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.4.4回)	
報告第85号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第86号 平成7年度当初予算要求について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第40号 市町村立学校教育職員の人事異動について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第41号、第42号 教職員の懲戒処分について 議事録の学校名、氏名。議題書の学校名、氏名、年齢。説明資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損傷の程度、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第43号～第45号 教職員の分限について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第46号 平成7年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。議題書の平成7年度定期人事異動方針、平成7年度定期人事異動方針具体的事項。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1.1.4.5回)	
報告第88号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.4.6回)	
報告第94号 平成6年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師永年勤続表彰について 受賞者の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。

		(旧条例第9条第2号に該当)
	議決第52号 県立学校の職員定数及び市町村立学校の教職員定数について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	報告第96号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1147回)	報告第98号 死亡者の叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	報告第102号 平成6年度2月補正予算(案)決定状況について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1148回)	議決第55号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	報告第104号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決長第1号 教育長人事について 議事録の委員長、教育長の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1149回)	議決第59号 教育委員会事務局等職員(管理職)定期人事異動(教育職員関連分)について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	議決第57号 県立高等学校教育職員(管理職)定期人事異動について 議決第58号 市町村立学校教育職員(管理職)定期人事異動について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	報告第105号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1150回)	議決第61号 教職員の人事案件について 議事録の事務局の発言内容。附議資料のタイトル、学校名、氏名、年齢、事件の種類、事件を起こした期間、事件を起こした場所、事件の内容、校長名、教頭名、処分案作成に当たって考慮した事項。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第62号～第65号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第66号 教育委員会事務局・県立学校事務職員等(管理職)定期人事異動について 転入者の生年月日。文化課長の生年月日、本籍、略歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1151回)	議決第75号、第76号 教職員の人事案件について	

議事録の事務局の発言内容。附議資料のタイトル、学校名、氏名、年齢、事件の種類、事件を起こした期間・日時、事件を起こした場所、事件の内容、校長名、教頭名、処分案作成に当たって考慮した事項。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第77号、第78号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1152回)	
報告第2号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)・現についている政党その他の団体の役職名。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第4号、第5号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第6号 平成7年春の叙勲候補者の内示について 候補者の現住所・生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1153回)	
報告第7号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第2号 教職員の懲戒処分について 議事録の学校名、氏名。資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損傷の程度、措置、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第11号 平成8年度島根県立学校教員採用候補者選考試験について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第12号～第14号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第16号 平成7年秋の叙勲候補者について 叙勲候補者資料の現住所・概要一覧表の生年月日、最終学歴、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1154回)	
議決第2号 教職員の懲戒処分について 議事録の学校名、氏名。資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、措置、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第17号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1155回)	
議決第6号 島根県社会教育委員の委嘱について 議題書の委嘱委員・解嘱委員の住所、説明資料中の委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第22号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第24号	

平成7年度6月補正予算の要求について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告資料。説明資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1156回)	
報告第25号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第7号 市町村立学校教育職員の人事異動について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第8号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第27号 平成8年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者 選考試験実施について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。報告資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第28号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第29号 教科用図書選定審議会の答申について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
答申の内容。小学校および小・中学校の特殊学級等において使用する教科用図書の採択基準および選定に必要な資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1158回)	
報告第30号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第31号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第35号 平成8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験志願状況について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1159回)	
報告第36号 平成7年度地方教育行政功労者表彰(文部大臣)について 受表彰者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第39号 島根県立図書館協議会委員の委嘱・解嘱について 委員の住所、電話番号、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第41号 教職員の事故について 議事録の事務局の発言内容。附議資料のタイトル、学校名、氏名、年齢、事故の種類、事故の内容、事故後における当該教員の状況。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1160回)	
報告第42号	

叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第12号 教職員の懲戒処分について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。資料の学校名、氏名、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第46号 平成7年度9月補正要求項目について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告資料。説明資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第47号～第49号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.6.1回)	
報告第50号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第51号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・現についている政党その他の団体の役職名・経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第54号 平成8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験一次試験実施状況について 議事録の事務局の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第56号～第58号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.6.2回)	
報告第59号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第60号 平成7年度体育功労者及び社会体育優良団体表彰（文部大臣表彰）について 受章者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第61号 条件付採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1.1.6.3回)	
議決第16号 島根県立博物館協議会委員の任命について 委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第18号 市町村立小・中学校管理職人事について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第19号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第63号～第64号	

教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第65号 平成8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験実施状況について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第66号 平成7年秋の叙勲候補者の内示について 候補者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第67号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の教育委員・事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1164回)	
委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について 議事録の事務局及び教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第69号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・本籍地・現住所・最終卒業学校・卒業年月・現についている政党その他の団体の役職名・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第71号～第72号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第74号 平成7年秋の褒賞候補者の内示について 候補者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第75号 平成7年度教育功労者表彰について 議題書の被表彰者の住所。説明資料の被表彰者の主要経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1165回)	
報告第76号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の個人印影・生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第77号 平成7年度永年勤続教職員表彰被表彰者の決定について 表彰者の生年月日、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第80号 平成七年度地域文化功労者文部大臣表彰について 表彰者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第81号 古代出雲文化展シンボルマークの決定について 入賞作品受賞者の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第26号 平成8年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について 異動方針案、議事録の教育委員・事務局等の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第82号 平成8年春叙勲候補者の推薦について 議題書の候補者の現住所。説明資料の候補者の生年月日、最終学歴、主要経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第83号 平成7年度島根県下各種功労者表彰(島根県知事表彰)受賞決定者について 議題書の表彰者の住所。説明資料の候補者の現住所、生年月日、主要経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第78号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

(第1166回)		
議決第30号 島根県生涯学習審議会委員の委嘱について 委員の自宅の住所。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第84号 平成7年度教育者表彰(文部大臣表彰)被表彰者の決定について 被表彰者の生年月日、現住所、主要経歴(現在を除く)。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第88号 平成7年度社会教育功労者表彰について 被表彰者の生年月日、現住所、主要経歴(現在を除く)。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1167回)		
報告第93号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴 (現在を除く)。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第94号 叙位叙勲・褒賞の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第31号 県立学校管理職・教育庁等職員人事について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第32号 教職員の懲戒処分について 議事録の学校名、氏名、資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第33号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第34号 平成8年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。議題書の平成8年度定期人事異動方針、平成8年度定期人事異動方針具体的事項。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第96号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1168回)		
議決第35号 教職員の懲戒処分について 議事録の学校名、氏名、資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度・事故の程度、現場の略図。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第36号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第100号 叙位、叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第104号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1169回)		
議決第37号 21世紀を展望した島根県における生涯学習の振興方策について		

鳥根県生涯学習審議会委員の自宅住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第40号 鳥根県立青少年の家使用料の改定について 議事録の教育委員・事務局の発言。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第41号 古墳の丘古曾志公園使用料の改定について 議事録の教育委員・事務局の発言。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第43号 市町村立小・中学校管理職人事について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第44号 教職員の懲戒処分について 議事録の事務局の発言内容。資料の学校名、氏名、年齢。事故の内容、措置の事由。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第108号～第111号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第112号 情報科学高等学校損害賠償請求事件の終結について 議事録の事務局の発言内容。議題書1-(2)当事者の氏名、1-(3)②原因、2被告の主張、2被告の氏名、3和解等の内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第170回)	
議決第45号 鳥根県立図書館協議会委員の委嘱について 委員の住所、電話番号、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第113号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第119号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第171回)	
報告第120号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。 経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第47号 市町村立小・中学校管理職人事について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第48号 教職員の懲戒処分について 資料の学校名、氏名、年齢。事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第49号、第50号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 鳥根県高等学校職業資格取得者等表彰について 推薦者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第121号 叙位・叙勲の決定について	

	受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1172回)	議決第52号 教育委員会事務局等職員（管理職）定期人事異動（教育職員関連分）について 議決第53号 県立学校教育職員（管理職）定期人事異動について 議決第54号 市町村立学校教育職員（管理職）定期人事異動について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	報告第129号 条件付採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1173回)	議決第55号 教職員の懲戒処分について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	資料の学校名、氏名、年齢。事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第56号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。 議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	議決第58号 教育委員会事務局・県立学校事務職員等（管理職）定期人事異動について 転入者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1174回)	報告第131号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第61号 市町村立小・中学校管理職人事について 議事録の事務局の発言内容。対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第62号 市町村立小・中学校管理職人事について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第63号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	議決第64号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
	報告第135号 教育委員会会議録の部分公開決定について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1175回)	議決第2号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
	報告第3号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

報告第4号 平成8年春の叙勲候補者の内示について 受賞者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第17.6回)	
報告第5号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の印影・生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第6号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第9号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 教員採用等に関する調査研究協力者会議資料、平成9年度教員採用試験の改善点について。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第17.7回)	
報告第10号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第5号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第13号～第15号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第16号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第17号 平成9年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第18号 平成6年度事故報告書等の情報公開請求について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
取り扱い注意資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第17.8回)	
報告第19号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第20号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 第1回古代出雲文化展実行委員会総会資料中(5)広報の最優秀賞受賞者の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第17.9回)	
議決第8号 島根県社会教育委員の委嘱について 委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第9号 島根県立博物館協議会委員の任命について 委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第21号	

叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第25号 島根県少年自然の家運営委員の解職及び委嘱について 委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
議決第10号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第30号 平成8年秋叙勲候補者の推薦について 候補者の現住所、生年月日、最終学歴、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第31号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第32号 平成9年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者 選考試験実施について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。報告資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に 支障が生じるおそれがあるため。 （旧条例第9条第7号に該当）
(第1180回)	
報告第35号 教科用図書選定審議会の答申について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開する ことにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわ れると認められるため。 （旧条例第9条第8号に該当）
答申の内容。小学校および小・中学校の特殊学級等において 使用する教科用図書の採択基準および選定に必要な資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に 支障が生じるおそれがあるため。 （旧条例第9条第7号に該当）
(第1181回)	
議決第14号 公立図書館事務職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第40号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
(第1182回)	
報告第41号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第42号 褒賞の決定について 受章者の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第43号～44号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
経歴書の印影、生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月 日・経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第48号 島根県立青少年の家運営委員の委嘱について 委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
議決第15号 教職員の懲戒処分について 資料の学校名、氏名、年齢。事故発生日時、事故発生場所、 損害の程度、現場の略図。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
報告第49号 平成8年度9月補正要求項目について 要求概要。	・意思形成過程のものであり公開することにより当 該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形 成に著しい支障が生じると認められるため （旧条例第9条第6号に該当）
報告第50号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 （旧条例第9条第2号に該当）
(第1183回)	
報告第51号	

叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第59号～第64号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1184回)	
報告第66号 死亡叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第71号 平成9年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験1次試験 実施状況について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に 支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
第2次試験についての報告資料。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に 支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第72号～第75号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1185回)	
報告第75号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第76号 永年勤続表彰 表彰者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第17号 教育庁等職員的人事異動について 対象者の生年月日、最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1186回)	
報告第80号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経 歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第82号 平成8年度体育功労者及び社会体育優良団体表彰（文部大臣表彰） について 表彰者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第83号 条件附採用職員（事務局職員）の正式採用について 議題書。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第84号 平成8年秋の叙勲候補者の内示について 内定者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第85号 平成8年（不）第1号事案に係る処分者側代理人について 不服申立者の氏名、代理人の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第86号、第87号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第89号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1187回)	
委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について 議事録の事務局及び教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開する ことにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわ れると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第90号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第91号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。

経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第18号 平成8年度教育功労者表彰選考について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第19号 平成9年度県立学校の入学定員及び学科の設置について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第20号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第93号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第94号 県立学校事務職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第95号 公立図書館事務職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1188回)	
報告第96号 平成8年度島根県下各種功労者表彰（島根県知事表彰）受賞者について 受賞者の現住所、生年月日、死亡年月日、主要経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第98号 島根県スポーツ振興審議会委員の委嘱について 委員の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第24号、第25号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第26号 平成9年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について 異動方針案、議事録の教育委員・事務局等の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第102号 教職員の分限について 議事録の教育委員・事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1189回)	
議決第33号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について 委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第103号 平成8年度教育者表彰（文部大臣表彰）被表彰者の決定について 被表彰者の生年月日、現住所、主要経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第104号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の健康状態・最終学歴。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第105号 平成8年度学校保健及び学校安全文部大臣表彰について 受賞者の生年月日、現住所、主要経歴（現在を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第34号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第35号 「島根県立武道館条例」の一部を改正する条例について	

議事録の教育委員・事務局等の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第107号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1190回)	
報告第107号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第108号、第109号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の生年月日、経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第111号 平成8年度永年勤続学校医・学校歯科医及び学校薬剤師表彰(教育委員会表彰)について 被表彰者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第38号 平成9年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。議題書の平成9年度定期人事異動方針、平成9年度定期人事異動方針具体的事項。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第39号 市町村立小・中学校の管理職人事について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第40号 教職員の懲戒処分について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第112号 平成9年春の叙勲候補者の推薦について 候補者の現住所、生年月日、主要経歴(最終を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第113号 公立図書館事務職員の分限の取消について 議事録の事務局の発言内容。議題書の該当者、内容、参考、理由。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1191回)	
報告第115号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の生年月日、経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第41号 市町村立小・中学校の管理職人事について 対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第118号～第125号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1192回)	
報告第126号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第127号 市町村教育委員会教育長の承認について 議題書の生年月日、経歴書の生年月日・現住所・最終卒業学校・卒業年月日・経歴(現在を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第128号 公開質問状について 異議申立書の印影及び生年月日。公開質問状の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第130号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1193回)	
報告第126号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第4-6号	

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第55号 市町村立学校の職員定数について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第56号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第57号 教職員の懲戒処分について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第58号 公開質問状について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
公開質問に対する回答の問題点と今後の対応。第1136回、第1139回抜粋資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
質問状、請願書の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第140号 平成7年(不)第1号事案に係る処分者側代理人について 不服申立者の氏名、代理人の現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1194回)	
長第1号 教育長人事について 資料。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第59号 教職員の懲戒処分について 資料の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、処分年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第61号 教育委員会に対する請願制度について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1195回)	
報告第144号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第148号、第149号 条件付採用職員の正式採用について 議題書。議事録の教育委員・事務局発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第63号 情報公開請求について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
資料。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため

		(旧条例第9条第6号に該当)
議決第66号 市町村立学校教職員(管理職)定期人事異動について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第67号 市町村立小・中学校の管理職人事について 対象者の生年月日、生活の本拠地。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1196回)		
報告第150号 再公開質問状について 再公開質問状の印影。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第71号 教育委員会事務局・県立学校事務職員等職員(管理職)定期人事異動について 転入者の生年月日。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1197回)		
議決第80号、第81号 教職員の分限について 議事録の事務局の発言内容。議題書の分限の内容、理由、備考。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第156号 教職員の体罰事故について 議事録の教育委員、事務局の発言内容。		・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告資料の学校名、氏名、年齢。		・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

別表2

会議名	公文書	ページ	公開すべき箇所
第1131回	会議録	5	報告事項第20号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から6文字目まで
	議題書	11	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
	説明資料	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1132回	会議録	5	報告事項第23号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から6文字目まで
第1133回	会議録	4	議決事項第7号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から6文字目まで
		4	議決事項第8号「知事の事務の補助執行について」の発言部分のうち、1行目から5行目まで(1行目の1文字目から12文字目までを除く)
	議題書	6~7	「平成7年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1134回	会議録	3	議決事項第9号「職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から6文字目まで
		3	議決事項第10号及び第11号「教職員の分限について(一括審議)」の発言部分のうち、3行目の1文字目から4文字目まで、4行目の1文字目から6文字目まで、7行目の1文字目から4文字目まで及び8行目の1文字目から6文字目まで
		4	報告事項報告第27号「職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から6文字目まで
	議題書	1・4	「3」の表題
第1135回	議題書	なし	報告第34号「損害賠償請求事件の対応について」教育庁総務課作成資料のうち、「Ⅱ 今後の対応」全部
	説明資料	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1136回	会議録	7	議決事項第16号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から5文字目まで及び4行目の1文字目から4文字目まで
	議題書	18	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
第1137回	会議録	6	報告事項報告第42~44号「教職員の分限について(一括審議)」の発言部分のうち、2行目の1文字目から6文字目まで、3行目の1文字目から4文字目まで、5行目の1文字目から6文字目まで、6行目の1文字目から4文字目まで、8行目の1文字目から6文字目まで及び9行目の1文字目から4文字目まで
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1138回	会議録	4	議決事項第20号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から5文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで及び8行目以降全部
		5	報告事項第46号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目の1文字目から5文字目まで及び2行目の1文字目から4文字目まで
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1140回	会議録	6	議決事項第26号~28号「教職員の分限について(一括審議)」の発言部分のうち、3行目全文字、4行目の1文字目から5文字目まで、5行目の1文字目から4文字目まで、7行目全文字、8行目の1文字目から5文字目まで、9行目の1文字目から4文字目まで、11行目全文字、12行目の1文字目から5文字目まで及び13行目の1文字目から4文字目まで
		7	報告事項第61号「条件附採用職員の正式採用について」の発言部分(発言部分のうち、2行目の12文字目から14文字目までを除く)
	議題書	5・6・8・10・11・13・15 25・27	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分 評価結果の表を除く部分全部

第1141回	会議録	3	議決事項「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について」の発言部分全部
		5	報告事項第66号「平成7年度島根県公立学校工業科、水産科、看護科教員採用候補者選考試験の実施について」の発言部分全部
	説明資料	1	平成6年度教育功労者表彰被表彰者概要の経歴概要欄全部
第1142回	会議録	5	報告事項第75号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から4文字目まで
	議題書	34	平成7年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)全部
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1143回	議題書	8	「平成6年度教育者表彰(文部大臣表彰)被表彰者の決定について」の主要役職歴欄全部
		17	受賞者の職歴欄全部
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1144回	会議録	4	報告事項第86号「平成7年度当初予算要求について」の発言部分全部
		5	議決事項第43号・第44号・第45号「教職員の分限について(一括審議)」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から6文字目まで、6行目の1文字目から6文字目まで、7行目の1文字目から6文字目まで、9行目の1文字目から6文字目まで及び10行目の1文字目から6文字目まで
		5~6	議決事項第46号「平成7年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について」の発言部分全部
	議題書	16	平成7年度定期人事異動方針全部
		17~18	平成7年度定期人事異動方針具体的事項全部
		19	「平成7年度当初予算要求について」財務課作成資料全部
		20~21	平成7年度教育委員会主要事業全部
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1145回	会議録	4	報告事項第88号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から2文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで
第1146回	会議録	5	議決事項第52号「県立学校の職員定数及び市町村立学校の教職員定数について」の発言部分全部
		6	報告事項第96号「教職員の分限について」の発言部分のうち、2行目の1文字目から4文字目まで
第1147回	会議録	4	報告事項第102号「平成6年度2月補正予算(案)決定状況について」の発言部分
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1148回	会議録	4	議決事項第55号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から4文字目まで
		4~5	報告事項第104号「条件附採用職員の正式採用について」の発言部分(5ページ1行目の19文字目から21文字目までを除く)
	議題書	9	評価結果の表を除く部分全部
第1149回	会議録	5	議決事項第57号「県立高等学校教育職員(管理職)定期人事異動について及び第58号「市町村立学校教育職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分
	説明資料	1・2・3・4	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1150回	会議録	4	議決事項第62号~第65号「教職員の分限について(一括審議)」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで、6行目の1文字目から6文字目まで、7行目の1文字目から4文字目まで、9行目の1文字目から6文字目まで、10行目の1文字目から4文字目まで、12行目の1文字目から6文字目まで及び13行目の1文字目から4文字目まで

第1151回	会議録	6	議決事項第77号～第78号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から4文字目まで、6行目の1文字目から6文字目まで及び7行目の1文字目から4文字目まで
第1152回	会議録	5	報告事項第4号・第5号「教職員の分限について」の発言部分のうち、2行目の1文字目から4文字目まで、3行目の1文字目から4文字目まで、5行目の1文字目から5文字目まで及び6行目の1文字目から4文字目まで
	議題書	4・6・7・9・11・13・15	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		4	経歴書の現についている政党その他の団体の役職名の欄のうち、公務員としての職務に関する部分
第1153回	会議録	5	議決事項第11号「平成8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について」の発言部分のうち、8行目、9行目及び10行目
		5	議決事項第12～14号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで及び4行目の1文字目から4文字目まで
		6	議決事項第12～14号「教職員の分限について」の発言部分のうち、2行目の1文字目から6文字目まで、3行目の1文字目から4文字目、5行目の1文字目から6文字目まで及び6行目の1文字目から4文字目まで
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1154回	議題書	2	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び業務内容を含む)が記載された部分
第1155回	会議録	5～6	報告事項第24号「平成7年度6月補正予算の要求について」の発言部分全部
	議題書	9	平成7年度6月補正要求項目全部
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
		なし	平成7年度6月補正教育委員会説明資料全部
第1156回	会議録	4	報告事項第29号「教科用図書選定審議会の答申について」の発言部分全部
		5	議決事項第8号「教職員の分限について」の発言部分のうち、4行目の1文字目から4文字目まで
		6	報告事項第28号「教職員の分限について」の発言部分のうち、2行目の1文字目から4文字目まで
	議題書	7～8	「平成8年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
		10	「教科用図書選定審議会の答申について」学校教育課作成資料
		なし	小学校および小・中学校の特殊学級等において使用する教科用図書の採択基準および選定に必要な資料全部
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1158回	議題書	5・7・9	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
	説明資料	1・2・3・4	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1160回	会議録	4	報告事項第46号「平成7年度9月補正要求項目について」の発言部分全部
		5	報告事項第47号～第49号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から2文字目まで、6行目の1文字目から6文字目まで、7行目の1文字目から2文字目まで、9行目の1文字目から6文字目まで及び10行目の1文字目から2文字目まで
	議題書	10	平成7年度9月補正要求項目資料全部
	説明資料	1	受章者の経歴(死亡者の叙位・叙勲)の主要経歴欄全部
なし		平成7年度9月補正教育委員会説明資料全部	

第1161回	会議録	4~5	報告事項第54号「平成8年度島根県公立学校教員採用選考一次試験実施状況について」の発言部分全部
		5	報告事項第56号~第58号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から2文字目まで、6行目の1文字目から6文字目まで、7行目の1文字目から2文字目まで、9行目の1文字目から6文字目まで及び10行目の1文字目から2文字目まで
	議題書	3	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
	説明資料	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1162回	会議録	4	報告事項第61号「条件附採用職員の正式採用について」の発言部分全部
	議題書	5	評定結果の表を除く部分全部
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1163回	会議録	5	議決事項第65号「平成8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験実施状況について」の発言部分
		5	議決事項第67号「条件附採用職員(事務局等職員)の正式採用について」の発言部分のうち、1行目全文字と2行目の1文字目から8文字目まで
	議題書	16	評定結果の表を除く部分全部
第1164回	会議録	4	議決事項「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について」の発言部分全部
	議題書	6・8・10・12・14・16・18	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
	説明資料	なし	平成7年度教育功労者表彰被表彰者概要の経歴概要欄全部
第1165回	会議録	5~6	議決事項第26号「平成8年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について」の発言部分全部
	議題書	14	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		36	平成8年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)全部
	説明資料	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄全部
1・2		平成7年度各種功労者表彰受賞者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等年月日及び在職期間含む)が記載された部分	
第1166回	議題書	11	「平成7年度教育者表彰(文部大臣表彰)被表彰者の決定について」の被表彰者の主要役職経歴欄全部
		19	「平成7年度社会教育功労者表彰(文部大臣)について」の主要経歴欄全部
第1167回	会議録	3	議決事項第33号「教職員の分限について」の発言部分全部
		4	議決事項第34号「平成8年度定期人事異動方針について」の発言部分全部
	議題書	4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		11	平成8年度定期人事異動方針(案)全部
		12~13	平成8年度定期人事異動方針具体的事項(案)全部
	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1168回	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1169回	会議録	5	議決事項第40号「島根県立青少年の家使用料の改定について」の発言部分全部
		5	議決事項第41号「古墳の丘古曾志公園使用料の改定について」の発言部分全部
第1170回	説明資料	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1171回	議題書	2	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄全部

第1172回	会議録	3	議決事項第52号「教育委員会事務局等職員(管理職)定期人事異動(教育職員関連分)について」の発言部分全部
		3~4	議決事項第53号「県立学校教育職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分全部
		4	議決事項第54号「市町村立学校教育職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分全部
		4	報告事項第129号「条件附採用職員の正式採用について」の発言部分(2行目の10文字目から12文字目を除く)
	議題書	5	評定結果の表を除く部分全部
第1174回	会議録	5	報告事項第135号「教育委員会会議録の部分公開決定について」の発言部分全部
	説明資料	1	受章者の経歴の主要経歴欄全部
第1176回	議題書	4・5・7	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		8	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
	説明資料	なし	「教員採用等に関する調査研究協力者会議教員採用等の改善について(審議のまとめ)から」全部
		なし	「平成9年度教員採用試験の改善点について」義務教育課・高校教育課作成資料全部
第1177回	会議録	4	報告事項第16号「教職員の分限について」の発言部分のうち、3行目から8行目まで
		4	報告事項第17号「平成9年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の発言部分のうち、1行目から3行目まで
		5	報告事項第18号「平成6年度事故報告書等の情報公開請求について」の発言部分全部
	議題書	2	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日を含む)が記載された部分
第1178回	議題書	7	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		8	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1179回	議題書	9・10・11・12・13	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		25・27	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
	説明資料	なし	「平成9年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
第1180回	会議録	3	報告事項第35号「教科用図書選定審議会の答申について」の発言部分全部
	議題書	5	「教科用図書選定審議会の答申について」全部
		6	「平成9年度使用教科用図書の採択について(答申)」全部
	説明資料	なし	中学校および小・中学校の特殊学級等において使用する教科用図書の採択基準および選定に必要な資料全部
第1181回	議題書	8	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
	説明資料	5	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1182回	議題書	1・2	死亡叙位・叙勲受章者の経歴の主要経歴欄全部
		5・7	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		15	平成8年度9月補正要求項目全部
		17	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1183回	議題書	1・2	受章者の経歴の主要経歴欄全部
		17・18・19・20・21・22	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1184回	会議録	3	報告事項第71号「平成9年度島根県公立学校教員採用候補者試験第1次試験の実施状況について」の発言部分全部
	議題書	2・3	受章者の経歴の主要経歴欄全部
		17・18・19・20	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
	説明資料	なし	「平成9年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について」資料全部

第1185回	議題書	2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1186回	議題書	4・6・8・9・11・13・16・18・20・21・23・25・28・30・32・34・34の3	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		39	評定結果の表を除く部分全部
		42・43	評定結果の表を除く部分全部
		45	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1187回	会議録	4	議決事項「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について」の発言部分全部
		5	議決事項第18号「平成8年度教育功労者表彰選考について」の発言部分全部
		5	議決事項第19号「平成9年度県立学校の入学定員及び学科の設置について」の発言部分全部
	議題書	2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		5	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		16・17・18・19	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1188回	会議録	6	議決事項第26号「島根県公立学校教育職員人事異動方針等について」の発言部分全部
	議題書	11・12	平成8年度各種功労者表彰受賞者の経歴の主要経歴欄全部
		20・21・25	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		23	平成9年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)全部
第1189回	会議録	6～7	議決事項第35号「島根県立武道館条例」の一部を改正する条例について」の発言部分
	議題書	16	「平成8年度教育者表彰(文部大臣表彰)被表彰者の決定について」の主要役職経歴欄全部
		18	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		19	「平成8年度学校保健及び学校安全文部大臣表彰について」の主な経歴欄全部
		20・23	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1190回	会議録	6	議決事項第38号「平成9年度定期人事異動(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について」の発言部分全部
		7	報告事項第113号「公立図書館事務職員分限の取消について」の発言部分全部
	議題書	8・9・10	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		12・14	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		18	平成9年度定期人事異動方針(案)全部
		19～20	平成9年度定期人事異動方針具体的事項(案)全部
		26	「2 内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1191回	議題書	18～19	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		23・24・25・26・27・29・30	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目

第1192回	議題書	3・4	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		6	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		10	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1193回	会議録	6～7	議決事項第46号「県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の発言部分
		8	議決事項第55号「市町村立学校の職員定数について」の発言部分
		9	議決事項第58号「公開質問状について」の発言部分全部
	議題書	5・6	受章者の経歴の主要経歴欄全部
		46	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
	説明資料	6	「公文書の公開・非公開の判断基準について」「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」(第1136回及び第1139回抜粋資料)全部
第1194回	会議録	5	議決事項第61号「教育委員会に対する請願制度について」の発言部分全部
第1195回	会議録	4～5	報告事項第148, 149号「条件付き採用職員の正式採用について」の発言部分全部
		5	議決事項第63号「情報公開請求について」の発言部分全部
		6	議決事項第66号「市町村立学校教職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分
	議題書	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		8・9	評価結果の表を除く部分全部
		11	「情報公開請求について」総務課作成資料(請求者の住所、氏名を除く)
		12	公文書部分公開決定通知書(請求者の住所、氏名を除く)
		13・14	「公文書の公開・非公開の判断基準について」全部
第1197回	会議録	6	報告事項第156号「教職員の体罰事故について」の発言部分全部
	議題書	36・37	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目

(注意) 1 ページ番号の付されていない会議録については、表紙の次ページを1ページとする。
2 行の文字数は、すべて左から数える。